

学界動向

第十四回都市学会

第十四回都市学会は五月二十、二十一日の両日にわたり広島県福山市で開催された。今回の学会の特色は二つあった。一つは瀬戸内の地域開発にかんする数多くの報告が瀬戸内の一地方都市でおこなわれたことである。福山市は備後工業整備特別地区の中心にあり、三十八年秋日本鋼管の誘致に成功して、隣接の岡南新産業都市の中心水島とともに「飛躍的な発展」を示しつつある地方都市である。もう一つの特色は同一の学会で都市学にかんするものと地域開発にかんするものと、二つものシンポジウムがおこなわれたことである。

自由発表のテーマは次のように盛沢山であった。

人口減少都市について(小古間隆蔵・慶応大) 大都市圏内大都市の人口移動の研究(黒田俊夫ほか・人口問題研究所)
岡山県の人口移動(森川洋) 神戸の生活圏(堀江利典ほか・神戸市) 都市開発地方について(青沼吉松・慶応大) 国際地域開発セミナーの意義とその成果(磯村英一・東洋大) 都

学界動向

市の形態構造にかんする諸問題(山岸健・慶応大) 都市集積と分積について(清水馨八郎・千葉大) 近郊都市の市民意識(倉沢進ほか・東京学芸大) 都市の未来学(黒沼稔・成蹊大) 山陰における地域開発と広域行政(池田善昭・島根大) 瀬戸内圏開発構想の基本理念にかんする私見(村松繁樹・大阪市大) 国土計画としての瀬戸圏構想とその意義(伊藤達雄・三重大ほか) 都市学成立の理論と課題(西川清治・大阪市大) 都市職員の学歴構成よりみた瀬戸内主要都市行政能力の質的変化(横山昭市・愛媛大) 広島県における地域開発と適応業種(坂村広嗣) 三原を中心とする交通(東皓伝) 就業者の性別特色からみた中四国地方工業化の問題点(合田栄作・香川大)

以上十八の報告は二つの部会にわかれて行われたため全部をきくことはできなかったが、わたしが司会をした部会にかんするかぎりでは、報告者は都市行政の実務家から調査員、専門家にいたるまで、しかも専門家は社会学、人口学、都市工学、地理学から経済学にいたるまで各分野にわたり、単一科学の学会におけるような厳しさのかわりに、何をいっても相手に判りはしないといった気易さが横溢しているように見受けられた。同じような気分は二つのシンポジウムにもあ

った。

シンポジウム「都市学成立の理論と課題」は経済学、地理学、社会学、都市工学の立場を代表する四人の報告を中心に行なわれた。

都市問題は生産力の問題ではなく生産関係の問題であるという意識は、経済学専門家がほとんど共通にもっている問題意識だった。たとえば前日の自由報告での西川教授の主張はこうであった。——われわれはいまや様々の形の都市問題にたいし緊急な措置をとる必要がある。これは都市学を必要とする歴史的・社会的基礎だ。そのうえ都市問題の本質は複雑な現象形態のうちに見失われている。これは都市学を必要とする論理的基礎だ。この基礎に立って、社会科学の現在の発展水準をもって相対的に独自の「都市学」をうちたてることは可能である。従来都市問題は地理学的、工学的に考察されるが多かったが、少くとも近代資本主義成立以降の都市問題は資本の論理が貫いている歴史的・社会的現象であり、したがって方法的には社会科学が適用されるべきである。都市学が社会科学の独自の領域をもつのは、「都市」という特殊な社会現象の側面を問題にすると同時に、副次的には技術的、

地理的諸条件をも考慮にいれ、これらを統一的に把える」ことが出来るからである、というのである。シンポジウムの基調報告の一つ都留大治郎教授（九大）のそれも、都市問題を利潤率低下の法則にかかわらずして理解しようとする点では、同じような立場に立つものであった。

これにたいし倉沢進氏（東京学芸大）の立場は都市学には個有の方法がない、純粹な科学としては成立しない、強いていえば応用科学あるいはテクノロジーとしてしか成立しえないというのである。つまり存在しているのは都市問題だけで、その見方も或は能率の見地から都市工学的に、或は理学的見地から都市計画的に、或は生産や消費の見地から経済学的にみるさまざまな見方があるにすぎない。そしてかような見方のひとつとして、都市を非合理性をも含んだ人間結合の形式とみる社会学の立場を強調するのである。

筆者は三十五年前、大学在学中に経営学は学なりやという問題をめぐって闘わされた一連の論争を思い出した。わたしのならった教授は、経営学を実学と規定し、その講義は多識の羅列に終始し面白かったけれどもなにも残らず、やがてわたしは興味そのものを失ってしまった記憶がある。新たな学

間が成立するときにはそういうものかも知れない。その意味ではむしろ西川教授の主張に好感がもてた。

シンポジウム「地域開発の現状と問題点」は広島県および福山市の行政実務者から地域開発の現状と開発計画の概要の紹介があったのを皮切りに、地元諸大学からコメント風に多くの問題が提起された。たとえば河野通博教授(岡山大)は水島の工業化が憂慮すべき公害問題に直面している事実を紹介し、また師井氏(宇部市)は宇部において、収塵の工業利用のメドがついてはじめて大工場の煙害対策が具体化したこと、しかし亜硫酸ガスの工業利用はひき合はないため依然として野放しになっていることを報告した。あらためて資本のきびしい論理を痛感させられた報告であった。それに呼応して石水氏(愛媛大)や北川氏(広島大)が瀬戸内開発の基本方向を社会開発に求めたのにたいし、石原教授(東工大)は、中国、四国個々に開発を考うべきであり、この開発はまず工業化によるべきで公害問題などとりあぐべきレベルでないと反論した。生産力主義をムキ出しにせしめた技術屋の地域開発論の一つのサンプルともいえよう。百家放鳴とはこのことである。

(建林正喜)

学 界 動 向

共同研究室

昭和四一年度第六回研究会(二〇月二一日)

▼テーマ 「計画法論の最近の動向」

報告者 芦 田 文 夫 氏

報告要旨 最近の計画法論の新しい動向を、社会主義経済建設の実践にそくして整理・検討しようとするものである。計画法論の理論的基礎となるのは、一は、「価値・価格論」、他は、「再生産・バランス論」であると考えられるが、本報告では「価値・価格論」にのみ焦点をしばつた。

(一) 計画管理方式の改革

(a) 一九三〇年代(工業化・集団化期)
の計画管理方式

企業の活動の全側面——生産物、その生産に必要な生産手段と労働力のそれぞれについて、労働支出の側面からと使用価値の側面からと——にわたって詳細に、国家が中央集権的に指令として上から規定する。生産物については、数量と無数の品目・品質別の「総生産高」および「原価」を中心にし

一一九 (一一九)

て、生産手段については、「物材技術供給制度」と呼ばれる現物の無償のフォンド配給制度によって国家が保証する。したがって、その結果として企業が生産した生産物の実現にかんしては国家が全責任をおう。

(b) 一九三〇年代の計画管理方式がもつ矛盾の指摘

五十年代の後半になって、このような計画管理方式と実現方式のもつ矛盾が鋭く指摘されるようになった。それは、まず、「総生産高—原価」という企業の活動を評価する中心的な計画管理指標のもつ欠点として提起された。一つは、労働支出、価値的側面にかんして——総生産高指標には、当該企業の活動とは無関係な生産手段とくに原材料の移転価値部分があふくまれるために、その節約が阻まれたり浪費がおこなわれたりする。他は、有用性、使用価値的側面にかんして——総生産高指標はもともと生産された生産物にかんするものであって実現とはなんの関係をもたないために、企業にとつてその生産物の品目品質が国民経済全体の欲望や消費に一致しているかどうかには無関心であるという結果をもたらす。そうじて、価値的側面にかんしても、使用価値的側面にかんしても、企業の立場と国民経済の立場とが対立しあうように

なるといわれた矛盾である。

「総生産高—原価」指標がもつ欠点の指摘は、やがて、その背後にある計画管理方式そのものを改革しなければならぬという問題意識に集約されていく。なぜなら、生産手段の効率的利用をうながさない指標は、生産手段の形成・利用が国家によって上から無償でおこなわれる計画管理方式に照応したものであったし、欲望や需要に一致しているかどうかにかん無関心な指標は、国家による自動的な実現方式に照応したものであったからである。

(c) 計画管理方式改革の基本方向

実践にむかって第一歩をふみだした一九六五年九月総会にいたる数カ年の討論のなかで主流をしめるようになった思想は、いっそうの中央集権化・詳細化によって国家の指令的計画化を改善していく方向にはなくて、いわゆる「企業の自主性」を拡大するという方向、いわゆる「民主集中性」の方向であった。それは、しばしば、「企業が自己の利益にのっとって自主的に決定したことが、同時に、社会の利益にもなる」ようなメカニズムという言葉で表現される。

(d) 「新経済改革」による解決の形態

では、企業の利益にもとづく自主的決定が同時に社会の利益にもなるようなメカニズムは具体的にどのようにしてあたえられるか。ここで、企業の利益⇨自主的決定と社会の利益との媒介環としてあらたにみいだされたものが、例の価値法則の利用にもとづく物質的刺激であった。具体的には、価値法則のもっとも重要な次の二つの機能を計画的に利用することにあるとされる。すなわち、(イ)生産を欲望、需要と一致させること、生産にたいする消費者の統制、および、(ロ)労働支出の節約、の二機能である。くわえて、これらを、社会的必要労働量と個別的労働量の差としての利潤の一部分が企業や労働者に帰属しその生産拡大や報償にむけられるといういわゆる物質的刺激と結合させる。企業は、この利益に導かれて、

うえの(イ)(ロ)両側面にかんして自主的決定をおこなう。そして、それを首尾よく全社会の利益になるようにしむけることによって、中央集権的計画化じたいの効率をたかめようというのであった。このさい、「中央集権的計画は、すべての膨大な無限に差のある、非常に急速に変化する実際の欲望、需要の大きさやその充足のていどを詳細にわたってあきらかにすることはできないし、またそのためのもっとも合理的な方法を

発見することもできない」、という想定がおかれていたのが特徴的である。もっともそのような企業の自主的決定は、企業の利益が同時に社会の利益にもなるという問題のたてかたにうかがえるように、あくまで社会の利益、中央集権的計画化の指導的規定的役割がたもたれたうえでのこととされてはいた。

(二) 計画化方法論の新しい展開

(a) 社会主義社会と商品生産論

現段階の市場問題が、社会的所有のもとにある国营企業のような直接的連関によって提起されてきたものであるとすれば、これにかんする理論の展開は、一九五六年末からの「価値論争」に端を発するといえよう。それは、協同組合的所有だけを私的所有の母斑との関連でとらえてそこに商品生産の必然性をみるスターリン論文の命題が批判され、国家的所有そのもののなかにもその原因がもたらなければならないということによって開始されたものであったからである。そのご社会主義のもとでの商品生産と価値法則についての究明は、まず労働支出・価値の側面にかんしておこなわれ、ついで有用性・使用価値の側面におよんでいった。(『立命館経

「経済学」十四巻・四号、共同研究室欄報告要旨参照）

(b) 価値法則論—労働支出・価値の側面にかんして—
労働支出・価値の側面にかんする展開は、周知の価格形成原則をめぐる「価値」説と「生産価格」説との対立というかたちですすめられていった。中心論点は、充用総生産手段の労働支出をどのようにして評価するかということであり、それを価格とは別の投資効率や採算性の指標ではたさそうとするのが「価値」説であり、価格形成要因のなかにいれこんで一挙に解決しようとしたのが「生産価格」説であった。後者をもっとも徹底させたのが、ノボジロフ、カントロビッチ、あるいはネムチーノフらである。とみられるが、それは、個々の企業の労働支出と国民経済全体の労働支出とが生産手段の要因の介在によって矛盾の關係にたつということから出発していた。生産手段の総量が限られているばあい、ある企業にそれを投下すればそこで労働支出は減少するが、それをうけない他の企業では労働支出が増大する。したがって、個々の企業の立場が国民経済全体の立場と両立するようになるためには、生産手段に国民経済で一律のある標準係数（平均利潤率に類似の）を乗じてえられる逆連関の支出がプラスされた

「総労働支出（国民経済原価などと呼ばれる）」（生産価格に類似の）の指標をもちいなければならないとされるのである。そこには、労働支出・価値の側面にかんして、企業の利益支出の最小）が同時に国民経済の利益（支出の最小）になるようなメカニズムをみつけどす、という新経済改革の基本思想が流れていたといえよう。

だが、「生産価格」説がよつてたつ根本前提は、第一に、企業の利益と国民経済の利益とは同一の量的尺度（—労働支出）に通約して表現されうるものであるということであり、第二に、資本主義のばあいとはちがつて使用価値の側面を無視して労働支出・価値の側面だけで云々することができないとすれば、どうしてもその背後には社会的欲望に照応する最終生産物の最適構造なるものがあるのだということが与件としておかれていなければならなかつたことである。まだそこでは、それが労働支出とたちぎられたままになっていたが、与件としておかれた社会的欲望のもとで限られた労働量の配分を規定するという効用説、限界説へ傾斜していく枠ぐみはすでにできあがつていたといえるであらう。

(c) 価値法則論—有用性・使用価値の

側面にかんして—

有用性・使用価値の側面にかんする展開は、すこしおくれ
て一九五九、六〇年頃から、消費の問題にかんする新しい動
向とともに始まった。その実践的背景の検討。需要に一致し
た品目構成や品質、あるいは消費属性にたいする規制の必要
性ということから、あらたなる使用価値論の展開へ。

それをもっとも体系的にうちだした最初のもはネムチー
ノフであったが、それは使用価値規定と労働支出・価値規定
との相互関係をあきらかにしようとしたものであった。まず、
社会的規模での使用価値—社会的欲望が社会的労働時間の割
合、その合目的支出の量的限界を規定するという相互関係
がとかれる。だが、その論拠は、かつての社会的必要労働時
間をめぐる論争でのいわゆる「消費説」とほぼ同様のもので
あった。ついで、限界効用説は「個」の効用から「全体」の
価値を説明するという誤まった主観的個人的立場にたってい
るが、これをもし客観的社会的立場にうつしかえるならば
（すなわち「全体」の効用—「全体」の価値）マルクスの理
解に一致するとして、そのような内容をもつ西欧の現代の消

費理論、消費者評価の理論を積極的に評価した。なお、限界
理論としての性格も最適課題があるかぎりマルクス主義的価値
規定にも残されなければならないとされる。ネムチーノフ
のこのような使用価値規定と価値規定との相互関係をさらに
おしすすめて量的な規定性をあたえようとしたのがバトリ
フであったといえる。それは、さきのノボジロフ、カントロ
ビッチにおいて与件としてだけおかれていた質的に異なる社
会的欲望・最終生産物構造を量化し、かくして「企業の利益
（支出の最小）—国民経済の利益（支出の最小）—国民経済
の利益（欲望充足の最大）」を一貫して量的につなごうとす
るものであった。そのための媒介環として、大小の比較だけ
ができ四則演算はできない順序数的指標であらわされる一定
の相互関係の総体としての「消費資料の社会的効用」という
概念、およびある消費資料を生産するという側面と社会労働
を節約するという側面とをもつ「生産手段の社会的効用」と
いう概念がつかわれる。そして、そのような効用相互間の量
的比較、効用と労働支出の量的比較がこころみられたのであ
るが、課題の設定じたいがすでにマルクス主義理論からはみ
だすものをもっていた。

（三）計画と市場の接合—その問題点—

使用価値指標の整備の必要性は、やがてその背後にある生産物の自動的な実現方式そのものの改革の必要性をよびおこすようになる。消費資料の実現にかんしては、六〇年八月の商業の改善策、六四年後半期の「注文生産」方式の実験などの措置が実際にとられていったし、また生産手段の実現にかんしても、卸売商業制度への移行がうまく提唱されるようになる。これらが、九月総会に結実していくわけであるが、企業生産者と企業消費者あるいは個人消費者との間の価値法則の利用にもとづく直接的連関は、有用性・使用価値の側面にかんする理論的展開にいま一つの大きな課題をなげかけることになった。たとえ中央集権的計画化によって、基本的なところ・大枠のところ、がきめられているにしても、それ以外について需要供給、市場のメカニズムのなかで企業がおこなう自主的決定が国民経済の使用価値的つりあいとうまく照応するかどうかという問題である。

この点の理論的展開にもっとも体系的にとりくんでいるのはネムチーノフであろう。彼は、中央集権的計画化の指導的規定的役割が貫徹されるための一方の条件を、国民経済の価

值的つりあいを保証する目的別社会的フォンド制度にもとめ、他方の条件を、国民経済の使用価値的つりあいを保証する安定的で弾力的な価格体系にもとめて、価値の個別化の過程という概念を中心にモデルをくみだてていった。だが、それは結局、中央集権的計画化による「基本的なところ・大枠のところ」の価値—価格そのものが、まず与件としておかれた社会的欲望によって規定される、ついで企業をめぐる需要供給の総結果として形成される新しい社会的欲望によって順次規定しなおされていく、という性格をもたざるをえなくなっていた。

結論——「中央集権的計画化の指導的規定的役割のもとで企業の利益と社会の利益とを物質的刺戟、価値法則にもとづいて有機的に統一させる」というメカニズムをうらづけようとする理論的展開を検討した結果、まず、労働支出・価値の側面でのそのころみだが、結局において与件としておかれたなんらかの使用価値的つりあいのおさえを必要とすること、ついで、それを有用性・使用価値の側面との関連ではたそうとするころみだが、結局において中央集権的計画化の枠組みしたいを効用説的に、したがって自然発生的に歪めざるをえ

なくさせていること。

だから「基本的なところ・大枠のところ」をどのあたりまでにするかという量的な限界の問題よりまえに、中央集権的計画化と価値法則の相互関係をどのように正しく位置づけるかという質的な問題があるべきであるといえよう。すなわち、まず——一方で、生産手段の社会的所有にまだ旧社会の母斑が残され、物質的刺激があたえられなければならないかぎり、商品生産の存在と価値法則の利用の必然性はさけられないこと、それはまた、(イ)生産と欲望、消費との一致、(ロ)労働支出の節約の両側面における中央集権的計画化の未成熟と結びついていたことである。とともに他方で、それはかならずある自然発生性をうみだし、物質的刺激が旧社会の母斑を固定化・拡大するという本来の共産主義的生産関係とは矛盾するものをうみだすことである。つぎに——その矛盾を克服するものは、中央集権的計画化のいっそうの強化がいにはありえないということである。具体的には、うえの(イ)(ロ)両側面にわたるいっそうの全面的な詳細な規定、つまり共産主義的な「社会的必要労働時間」規定における発展である。これを、もともと詳細なところの規定は中央集権的計画化したいによつ

ては不可能であつて価値法則にゆずるほかないとするのは、共産主義へむかつての全面的計算・計画化を説いたレーニン
の思想にも反するものであるといわなければなるまい。

昭和四一年度第七回研究会(二月一日)

▼テーマ 「マルクスとヘーゲル」

報告者 細見 英氏

報告要旨 マルクスとヘーゲルの関係は、唯物弁証法とは何か、ひいてはマルクス主義とは何か、という根本問題への問いかけをはらみつつ、前世紀末以来くりかえし、研究と論争の主題とされてきた。問題の性質上、とりわけマルクス主義が実践的・思想的に危機ないし転機に直面したおりに、それは深刻な検討の、あるいははげしい論戦の、主題となつてきたといえるだろう。——第二インターの崩壊に直面して、レーニンの『哲学ノート』。ロシア革命の成功とヨーロッパ革命の挫折の一九二〇年代には、ルカチ『歴史と階級意識』と、これをめぐる唯物弁証法論争。第二次大戦後の、サルトル、ルカチ、わが国で梅本克己氏らの、問題提起と

論争。この論争は現在にまでつづいて、国際的な現代マルクス主義論争の一点をなしているかにみえる。

問題のポイントは、ヘーゲル弁証法のマルクスによる、唯物論的逆転の過程・構造・意義をどうとらえるか、にある。私の報告は、この問題に接近する基礎視点の設定を企図するものであって、次の項目を主要内容としている。

一、"マルクスとヘーゲル"をめぐる研究・論争史を回顧し主要潮流を抽出して、これまでに達成された成果と、なお解明されるべき課題とを、概括的に整理する。

二、右の作業をふまえて、マルクスによるヘーゲル止揚の過程をあとづけ、その成果としてのマルクスの、ヘーゲルの観念論的思弁の体系とはまったく対立する唯物弁証法体系の確立とその構造とを、『資本論』の論理構造として明らかにする。

三、ヘーゲルとマルクスの、成果としての方法体系における対立にもかかわらず、そこに存在する共通性——弁証法——の根拠を追究して、これを、ヘーゲルとマルクス両者それぞれの学的・思想的出発点における、現実にたいする批判的変革的な実践的関係態度、das wirkliche praktische

Verhalten にもとめる。

報告後に私は、右の二と三の項目を主な内容とする論稿をまとめた（一一月に刊行予定の、経済学史学会編『資本論の成立』に収録）。関心をもたれる方は、詳細についてはそれを参照していただきたい。ここでは、右の報告論稿における私のねらい、主眼点について、参考までに若干摘記するにとどめておく。

マルクス・ヘーゲル関係、あるいは、唯物弁証法の特徴と構造の問題をめぐるこれまでの研究史において、注目と検討にあたいする最高の業績を、私は、ルカーチと梯明秀氏の著作のうちに見いだす。ルカーチ——『歴史と階級意識』（一九二三年）、『若きヘーゲル』（一九四八年）、等。梯氏——『物質の哲学的概念』（一九三四年）、『資本論の弁証法的根拠』（一九四八年）、『ヘーゲル哲学と資本論』（一九五九年）、等。この両者にあつては正当にも、ヘーゲル・マルクス関係を批判と継承、連続と断絶の統一においてとらえようとする、いかえれば、マルクスによるヘーゲル止揚の内的構造を究明しようとする、企図と試論が展開されている。

ただし、両者ともにその志向の根拠づけに完全に成功して

いるとはいいがたい。いずれにおいても、ヘーゲルとマルクスの対立の側面が正確におさえられず、大なり小なりマルクス主義とその方法のヘーゲル主義化におちいつているように思われる。この弱点を私は、ギュンター・ヒルマンの見解に依拠しつつ克服することを企てた。

Günther Hillmann, *Marx und Hegel, Von der Spekulation zur Dialektik*. 1966. — 一八三五年〜一八四一年の最初期のマルクスを考察対象とするこの労作でヒルマンは、『学位论文』におけるマルクスの方法的論述との対比において、ヘーゲルの方法の適確な吟味をおこなっている。かれは、ヘーゲルにおける理論と実践の関連と、思弁と弁証法の関連とを、緊密に連係づけてとらえようとする。ヘーゲルは、『論理学』の最終段階「絶対的理念」の直前に、「善の理念」あるいは「意志」という標題で、「実践」を位置づけている。しかしながら、実践的に解決不可能な社会的諸矛盾という歴史的现实の状況を背景とし、かつそれに規定せられてヘーゲルは、たんなる理論的思惟の内部における諸矛盾の媒介的統一へ、結局のところ理論的観想へ、逃げこんだのであった(S. 265 ff. 「ヘーゲルにおける理論と実践」)。ヘーゲルの「思弁

的あるいは絶対的理念」は、「個人の実践的苦闘のあげく生ずる断念(Resignation)の産物」であり、「社会的実践への衝動と、目的実現をさまざまげる一般の諸関係のこえがたい制限との、矛盾の結果」なのである(S. 362.)。かくてヒルマンは結論する——「思弁的なものこそヘーゲル体系の核心」(S. 378.)であって、弁証法は「ヘーゲルの方法の一契機」(S. 366.)でしかない」と。「このことは、これまで看過されてきた。……一般には、弁証法といえばヘーゲルの方法と考えられたり、あるいはまた、 \wedge 弁証法的 \vee と \wedge 思弁的 \vee とが同義語として使われたりさえしている」(ibid.)。ヒルマンのこの指摘は鋭い。たしかにこれまで、ヘーゲルにおける思弁と弁証法との関連が明確にされてきたとはいえない。そのために、ヘーゲル・マルクス関係把握に少なからぬ混乱を生じてもいる。このいわば一つの盲点を、「実践的關係態度」とその「断念」との関連で解こうとする視角と試論は、きわめて鋭く示唆的である。

その示唆にしたがって端的にいえば、ヘーゲルの方法は実践的關係態度に挫折した結果として、弁証法を「契機」としてはらむところの観想的思弁の体系、これにたいしてマルク

スの方法は、実践的關係態度の貫徹に成立したところの、徹底した実践的弁証法の体系、と特徴づけることができるだろう。

とすれば、いわゆるヘーゲル弁証法の唯物論的逆転とは、弁証法を契機としてはらむ観想的思弁の体系から、徹底した実践的弁証法の体系への、批判的転回にはかなるまい。そしてそれは、マルクスの思想的出发点から、とりわけ自覚的には『ヘーゲル国法論批判』（一八四三年）以来、マルクスによって着手され、生涯をかけてようやく『資本論』体系において、『資本論』の論理構造として結実したのであった。

このような見地にたつて私は、ヒルマンから決定的な示唆をうけとりつつ、かれにおいては未展開の一八四一年以後『資本論』にいたるマルクスの思想的・理論的發展を、——主として梯氏の業績に依拠し、その批判的發展の意図をこめて——「マルクスによるヘーゲルの止揚」過程として、概括的にあとづけてみた。とともに他方、これまたヒルマンでは視野の外におかれている、ヘーゲルの方法の生成過程の追跡とその特質の解明を、『ヘーゲル国法論批判』におけるマルクスのヘーゲル評価を基準とし、ルカーチの『若きヘーゲル』

や金子武蔵氏の名著『ヘーゲルの国家観』（一九四四年）等を参照しつつ、ごく重点的に追究してみた。それぞれの方法体系の生成過程の対比的考察によってこそ、ヘーゲルとマルクスの関連が、同一性と対立が、明確になりうるはずと考えることである。

昭和四一年度第八回研究会（二月九日）

▼テーマ 「ソ連邦における賃金改革と新報奨制度

——賃金格差と物質的関心を中心に——」

報告者 小野 一郎氏

報告要旨 報告は「経済評論」一九六六年一月号所載の拙稿をもとにしているので、それを参照していただきたい。

賃金格差と物質的関心の相互関係にかんする理論的諸問題については、報告のなかで右の論文の論点をさらに明確にするようつとめた。「立命館経済学」第一五巻第五・六号および第一六巻第二号（掲載予定）の拙稿でも、この問題にふれている。

報告のねらいは、ソ連邦における一九五六—一九六〇年の

賃金改革と、一九六五年秋以来現在進行中の経済管理改革とを一定の継承性においてとらえつつ、社会主義のもとでの賃金格差と物質的関心の相互関係という視点から、これらの改革にふくまれた問題点を考察することにある。

賃金改革の必要性は、一九五六年、二〇回党大会へのフルシチョフ報告のなかで提起された。従来の賃金制度は、一九三〇—三三年の賃金改革によって確立された工業化期の制度が、根本的な改革をみることなくもちこされたものであった。しかし、この間にソ連邦における社会的生産の客観的・主体的条件は大きく変化した。賃金制度は変化した生産の条件から立ちおくれただけでなく、工業化期から戦時中の全時期にまたがる重点産業中心の計画制度のもとで、部門によってきわめて多様な変更をこうむったため、国民経済規模における統一性をなはだしく欠くものとなった。こうした事情が、フルシチョフ報告に指摘されるような不当な賃金格差の形成と、賃金制度の無秩序にみちびいたものと考えられる。

賃金改革は、一、賃金制度の全国民経済的統一性の回復、二、最低賃金の引上げと不正常的賃金両極格差の克服、三、労働におうじた分配にもとずいた賃率体系、ノルマ制度および

び賃金形態の改善、などの措置をふくむが、改革の規定的課題は、物質的関心の利用強化と賃金格差縮小にあつたとされている。しかし、物質的関心利用という強い問題意識が、むしろ賃金格差の是正という課題をもふくめて、改革全体の基調をなしたと考える方がより正確であろう。

賃金改革は、上記の三つの措置において一定の成果をおさめたものと評価してよい。けれども、賃金格差の是正と、生産のこととしての社会主義賃金の重要な機能の回復にかんして、問題の完全な解決がえられたわけではなかった。残された問題の解決は、物質的関心重視という問題意識のもとで、企業活動改善の次元にもとめられてゆくこととなる。こうして、問題は経済管理改革のなかで、その一環をなす新報奨制度にもちこされたわけである。このことは、賃金改革の規定的課題の一つとされた賃金格差縮小の問題が、物質的関心の利用強化という問題意識のなかに埋没させられる傾向が強まったことを意味する。

新経済管理方式は、利潤指標を中心的基準として評価された企業の活動成績による賃金格差や、報奨金が賃金中にしめる比重のちがいによる職員と労働者のあいだの賃金格差を、

かなり拡大することが予想されるし、また、労働力利用と賃金計画の企業による自主的規制への将来に予定される移行も、これらの格差を拡大する可能性をはらんでいる。一九六六年の二三回大会で決定された新五カ年計画も、最低賃金引上げをふくんではあるが、労働におうじた分配原則の厳密な実施による賃金格差是正という視点よりは、むしろ賃金の物質的関心刺激機能の促進と生活水準向上の保障という視点から、問題が提起されているように思われる。さらに、実質所得中にしめる社会的消費フォンドの比重についても、新五カ年計画は引上げを予定していないが、このことも、賃金の物質的刺激機能を、所得格差縮少効果をもつ社会的消費フォンドの役割の増大より、重視しようとする考え方のあらわれである。

このように、賃金改革は格差縮少の問題をあとに残したのに、それは忘れさられたかのである。だが、そもそも賃金格差の問題は、もっぱら物質的関心の問題に解消しうる性質のものであるのか。両者の相互関係をはっきりさせるには、賃金格差を規制する労働におうじた分配原則と物質的関心の相互関係の解明が必要である。

労働におうじた分配は、生産の量的および質的指標の改善と技能資格の向上への物質的関心を刺激することをつうじて、生産力発展を促進するという機能をはたす。しかし、このことは、通説が主張するような意味で物質的関心が労働におうじた分配原則を規定するということには、決してならない。

労働におうじた分配原則は、生産手段の社会主義的所有、したがって社会主義的生産過程における社会成員間の関係における基本的平等、および事実上の不平等によって規定される。そのさい、社会主義的労働がまだ生活の第一欲求に十分転化していないことが、労働結果にたいする物質的関心を刺激するような分配方法の必要性を、一般的に規定することはたしかだとしても、それは、労働にたいする物質的刺激の特殊社会主義的な基準を規定するものではないし、そのような基準は社会主義的分配方法自体のなかにあたえられているべきものである。物質的関心がこの分配の尺度の枠内で充足されるかぎりにおいて、労働におうじた分配は物質的関心刺激機能を内蔵するのである。

社会主義のもとでの賃金格差は賃率体系を基礎とするが、労働の質におうじた賃率の基本的規定要因は労働の複雑度で

ある。だが現実の賃率体系は、そのほかに労働力バランスや労働力の流動性の影響をうけて形成されるのであって、こうした条件のもとで、熟練労働者の養成、および国民経済的重要性の高い部門や企業への労働力吸引に必要とされる程度の付加的な物質的関心の刺激を、十分保障するように決定される。このように、社会主義賃率体系が労働におうじた分配原則の現象形態であるというとき、それは付加的な物質的関心の利用によって修正された現象形態を意味する。物質的関心の作用はまた、企業活動の成績に左右されるような報奨金を、賃金制度に組入れることを必然たらしめる。労働におうじた分配は、社会の個人的消費フォンドの社会成員間への分配の原則であり、本来企業全体の活動成績を基準とするものではなく、個々の労働者・職員の労働の質と量を基準とするものであるから、企業活動の結果に依存する報奨金を賃金支払い形態の一部として導入することもまた、付加的な物質的関心の作用によって修正された労働におうじた分配原則の現象形態とみなさねばならない。

労働におうじた分配原則が、賃率体系および賃金支払い形態において右のような現象形態をとることができるのは、こ

の分配原則自体が物質的関心刺激機能を内蔵しているからであり、こうした現象形態が、労働におうじた分配原則に基本的に対立するような要素の導入を意味しないかぎりにおいてである。しかし、労働におうじた分配原則自体に内在的な物質的関心の作用と、労働におうじた分配原則をその現象形態において修正するような付加的な物質的関心の作用は、やはり区別されねばならない。前者は社会主義的生産関係にとつて本質的なものであるが、後者は派生的なものである。

労働におうじた分配は、その根底において生産手段の社会主義的所有における基本的平等関係に規定されているから、この分配原則の現象形態である賃金格差や賃金支払い形態は、分配における平等の契機を十分保障するようなものでなければならず、本来社会主義のもとでの賃金格差は、社会主義の発展にともない、しだいに縮小するという一般的傾向をもつ。社会主義賃金の運動のこのような内包的傾向は、社会的消費フォンドの対賃金比重の漸次的増大という外延的傾向と結合して、共産主義的分配方法への移行の内容をなす。現実の賃率体系や報奨金制度の妥当性の基準は、賃金が物質的関心を刺激することによって、生産力発展を促進しえて

いるかどうかという点とやらんで、分配における平等の契機の十分な保障、およびその成長の展望をともなっているかどうかという点にもとめられる必要がある。なぜなら、このような平等の契機の発展は、生産への道徳的刺激を強めることによって生産力発展を促進するだけでなく、それ自体、社会主義的生産関係の共産主義的生産関係への漸次的成長転化を意味するものだからである。